

# 平成23年度

## 保育所（園）新規入所者を受付けます！

平成23年4月以降に保育所（園）へ入所を希望される児童の申込を受付けます。

なお、継続入所の児童には、後日、各保育所（園）を通じて家庭状況調査書等の関係書類を送付します。

### 入所（園）基準

入所（園）できる児童は、その保護者が次のいずれかに該当する場合です。（親以外で児童の保育ができる場合は除く）

- ①家庭の外で仕事をしている。
- ②家庭内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている（父親がその仕事をしていて、従業員のいる家庭は除く）
- ③妊娠中、または出産後で保育できない。
- ④病気、負傷、または心身に障害がある。
- ⑤家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人がいるため、その介護にあたっている。



により、家屋を失つたり破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない。

### ※入所（園）希望児童が定員を上回る場合や、小学校入学前の児童が2名以上いる家庭で、1名だけの入所を希望する場合は、入所（園）できないことがあります。

受付期間	12月3日(金)～17日(金)
申込用紙配布場所	福祉課社会福祉班 町内各保育所（園） 健康管理課（健康づくりセンター「プラム」）
申込用紙提出場所	福祉課社会福祉班 町内各保育所（園）

助成対象児 0歳から小学校3年生まで  
対象医療費 通院・入院にかかる保険適用の医療費及び保険調剤  
自己負担金 無料  
※県外の医療機関等で受診する時は、受給券は使用できませんので、後日償還払いの手続きをしてください。（領収書の有効期間は、医療費を支払った日の翌日から2年以内）

子ども医療費助成事業とは 0歳から小学校3年生までの児童が医療機関に受診する際、健康保険証と「子ども医療費助成受給券」を提示することで、保険適用の医療費が無料になります。  
助成対象児 小学校1年生から3年生（平成13年4月2日～平成16年4月1日生まれ）  
申込用紙提出場所 福祉課社会福祉班  
申込用紙提出場所 町内各保育所（園）

12月1日から、従来の「乳幼児医療費助成事業」の対象が小学校就学前から小学校3年生までに拡大され、名称が「子ども医療費助成事業」に変わりました。

## 子ども医療費助成受給券をお持ちですか？

### ◆問い合わせ

（84）12557  
福祉課社会福祉班

必要書類 健康保険証、印鑑、転入の方は前住所地の住民税課税または非課税証明書

（82）3400  
健康管理課総務班